| 届出添付書類 | 通知該当頁 | check |
| --- | --- | --- |
| かかりつけ薬局の基本的機能 | Ⅰ. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書ⅰ. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。　ⅱ. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。　ⅲ. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。　ⅳ. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。　ⅴ. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。　ⅵ. 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。　ⅶ. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。　ⅷ. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）。　ⅸ. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。　ⅹ. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。　ⅹⅰ.開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。　ⅹⅱ .医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。　ⅹⅲ .上記のⅲ 、ⅳ 、ⅴ 、ⅵ 、ⅹ 、ⅹ ⅰ 、ⅹ ⅱ の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。 | p4-5:(1)①p4-5:(1)①p5:(1)②p5:(1)②p5-6:(1)③p5-6:(1)③p6-7:(1)④p6-7:(1)④p6-7:(1)④p7-8:(1)⑤p8:(1)⑥p8-9:(1) | □□□□□□□□□□□□□□ |
| Ⅱ. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表 | p4-5:(1)① | □ |
| Ⅲ. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料 | p6-7:(1)④ | □ |
| Ⅳ. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料 | P7-8:(1)⑤ | □ |
| Ⅴ. 当該薬局薬剤師に24 時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書  | p8:(1)⑥ | □ |
| Ⅵ. 直近１ 年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類 | p8:(1)⑦ | □ |
| Ⅶ. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式 | p8-9:(1)⑧ | □ |
| 健康サポート機能 | Ⅰ. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書 ⅰ. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。ⅱ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。ⅲ. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。ⅳ. 上記ⅰ ～ ⅲ に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。 | p9-10:(2)①p9-10:(2)①p10:(2)②p11-12(2)④ | □□□□□ |

（別紙1）健康サポート薬局チェック表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［薬局名：　　　　　　　　　　　　　　　　　］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出添付書類 | 通知該当頁 | check |
| 健康サポート機能 | ⅴ. 以下のような場合に受診勧奨すること。・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。ⅵ. 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。 | p14-15:(6)①p15:(6)② | □□ |
| Ⅱ. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等） が記入できる様式であること。 | P10-11:(2)③ | □□□ |
| Ⅲ. 以下の内容を記載できる紹介文書・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項 | p11-12(2)④ | □ |
| Ⅳ. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの） | p12:(2)⑤ | □ |
| Ⅴ. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料 | p13:(3)⑥ | □ |
| Ⅵ. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料 | p13:(4)② | □ |
| Ⅶ. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料 | P13-14:(5)① | □ |
| Ⅷ. 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料 | p14:(5)② | □ |
| Ⅸ. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト（別紙2-1） | P14-15:(6)① | □ |
| Ⅹ. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト（別紙2-2） | P14-15:(6)① | □ |
| ⅩⅠ. 開店している営業日、開店時間を記載した文書 | P15-16:(7)③ | □ |
| ⅩⅡ. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料 | p16:(8)① | □ |
| ⅩⅢ. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの） | p16:(8)② | □ |
| ⅩⅣ. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの） | P16-17:(8)③ | □ |
| ⅩⅤ. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料 | p17:(8)④ | □ |

・健康サポート薬局を開始する場合の変更届添付書類は、本様式により書類が整っていることを確認し、チェック欄に記入の上、変更届、添付書類とともに提出すること。

なお、表中の通知該当頁とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日薬生発0212第5号）を指し、健康サポート薬局が満たすべき事項と添付書類の具体的事項の各項目について、当該通知を確認すること。

（別紙２-１）基準告示6-イ関係様式：「要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト」

| 薬効群名 | 商品名 |
| --- | --- |
| 1 | かぜ薬（内用） |  |
| 2 | 解熱鎮痛薬 |  |
| 3 | 催眠鎮静薬 |  |
| 4 | 眠気防止薬 |  |
| 5 | 鎮うん薬（乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。） |  |
| 6 | 小児鎮静薬（小児五疳薬等） |  |
| 7 | その他の精神神経用薬 |  |
| 8 | ヒスタミンH2 受容体拮抗剤含有薬 |  |
| 9 | 制酸薬 |  |
| 10 | 健胃薬 |  |
| 11 | 整腸薬 |  |
| 12 | 制酸・健胃・消化・整腸を２以上標榜するもの |  |
| 13 | 胃腸鎮痛鎮けい薬 |  |
| 14 | 止瀉薬 |  |
| 15 | 瀉下薬（下剤） |  |
| 16 | 浣腸薬 |  |
| 17 | 強心薬（センソ含有製剤等） |  |
| 18 | 動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等） |  |
| 19 | その他の循環器・血液用薬 |  |
| 20 | 鎮咳去痰薬 |  |
| 21 | 含嗽薬 |  |
| 22 | 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤 |  |
| 23 | その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬 |  |
| 24 | ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤 |  |
| 25 | その他の滋養強壮保健薬 |  |
| 26 | 婦人薬 |  |
| 27 | その他の女性用薬 |  |
| 28 | 抗ヒスタミン薬主薬製剤 |  |
| 29 | その他のアレルギー用薬 |  |
| 30 | 殺菌消毒薬（特殊絆創膏を含む） |  |
| 31 | しもやけ・あかぎれ用薬 |  |
| 32 | 化膿性疾患用薬 |  |
| 33 | 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬（パップ剤を含む） |  |
| 34 | みずむし・たむし用薬 |  |
| 35 | 皮膚軟化薬（吸出しを含む） |  |
| 36 | 毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等） |  |
| 37 | その他の外皮用薬 |  |
| 38 | 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬 |  |
| 39 | 抗菌性点眼薬 |  |
| 40 | アレルギー用点眼薬 |  |
| 41 | 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 |  |
| 42 | 口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む） |  |
| 43 | 口内炎用薬 |  |
| 44 | 歯痛・歯槽膿漏薬 |  |
| 45 | 禁煙補助剤 |  |
| 46 | 漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤 |  |
| 47 | 消毒薬 |  |
| 48 | 殺虫薬 |  |

（別紙２-２）基準告示6-イ関係様式：「衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト」

○衛生材料

|  |  |
| --- | --- |
| 製品群 | 品　目 |
| 救急手当用品 |  |
| 保護・固定健康用具 |  |
| ヘルスケア用品 |  |
| 服薬支援用品 |  |
| 避妊・性交関連用品 |  |
| 熱さまし用品 |  |
| コンタクトレンズケア用品 |  |

○介護用品

|  |  |
| --- | --- |
| 製品群 | 品　目 |
| 大人用オムツ |  |
| 介護用品 |  |